

令和8年5月26日

『水道料金』及び『下水道使用料』の改定について

令和6年度から審議を行ってきた各審議会からの答申内容を踏まえ、『水道料金』及び『下水道使用料』の改定を行うため、令和8年6月定例会に条例改正案及び補正予算案を提出します。

審議会からは令和8年度から令和12年度の5年間において、水道料金は50パーセント以上、下水道使用料は40パーセント以上の改定が必要との答申をいただいたところですが、市民生活への影響を考慮し、段階的な改定を検討しました。

水道料金は収入全体で約38パーセント増となる改定率、下水道使用料は収入全体で約25パーセント増となる改定率で、改定日を令和8年10月1日とし、令和8年12月1日以後に算定を行うものについて適用とするものです。

なお、改定にあたっては激変緩和のために、現在の水道基本料金分の減免を実施することなどで、市民のみなさまの負担軽減に最大限配慮してまいります。

【水道料金】

改定日	改定率
令和8年10月1日	水道料金収入全体で約38パーセント増

【下水道使用料】

改定日	改定率
令和8年10月1日	下水道使用料収入全体で約25パーセント増

【モデルケース：1世帯が2か月で28立方メートル利用した場合の1か月分料金（税込）】

	現 行	令和8年10月 改定後
水道料金	1,727円	2,503円
下水道使用料	1,597円	2,097円
合計（1か月分）	3,324円	4,600円

令和8年12月・令和9年1月検針分は、料金改定前の基本料金分の減免期間のため、
4,600円-935円=3,665円

※次の料金改定は、令和10年4月に実施予定。

問い合わせ先

上下水道部 経営総務課
担当：谷島、中村
直通：048-739-6820